

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名：タチバナ工業株式会社（法人番号4470001002705）
業 者 の 住 所：香川県高松市朝日新町32-45
2. 指名停止措置期間：令和4年4月20日から令和4年7月19日まで（3か月）
3. 指名停止措置の範囲：東北防衛局管内
（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）
4. 事 実 概 要：
タチバナ工業（株）の取締役専務は、香川県小豆郡土庄町が発注した沖之島の架橋工事をめぐり、前町長から入手した入札に関する秘密情報（最低制限価格）により不正に落札したとして、令和4年2月3日、香川県警に逮捕され、令和4年2月24日、公契約関係競売等妨害罪で起訴された。
5. 指名停止措置理由：
上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第10号（競売入札妨害又は談合）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

参考

- 「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員と締結した工事請負契約等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上12月以内